

京都市告示第 190 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号（同条第 2 号に規定する農業用水路等以外の水路等に限ります。）の規定に基づき、水路等を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 18 年 8 月 31 日

京都市長 榊 本 頼 兼

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	岩倉水0336号	左京区岩倉花園町491番地地先 同町493番地地先	
2	岩倉水0337号	左京区岩倉花園町491番地地先 同町509番地地先	
3	久我水0232号	伏見区久我本町 4 番地の162地先 同町 4 番地の65地先	

(建設局道路部道路明示課)